八雲町学校給食センターからのお知らせ

八雲町学校給食センターでは、次により臨時調理員を募集します。

【職種】臨時調理員
【募集人員】1名
【応募資格】
八雲町内から通勤可能な65歳未満の方で、調理師免許の有無は問いませんが、有資格者を優先します。
【賃金】日額6，500円（特別賃金89日分。ただし、初年度は減額となります）
【保険等】
健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入。
【勤務日】月～金曜日
【勤務時間】午前8時～午後4時30分
【採用方法】
書類選考・面接試験等
【雇用年月日】
9月1日(火)～平成28年2月29日(月)
【試験予定日】8月19日(水)
【申込期日】
8月14日(金) 午後5時
※郵送の場合は必着。
【申込提出方法】
総務課人事厚生係、熊石総合支所、落部支所、相沼・泊川出張所、函館公共職業安定所八雲出張所又は八雲町学校給食センターに備え付けの申込用紙に写真を貼付のうえ、必要事項を記入(自筆)し、職業安定所の紹介状を添えて、総務課人事厚生係へ申し込んでください。
【問い合わせ先】
八雲町学校給食センター　庶務係
☎0137－62－2801

知ってますか？
北海道の「苦情審査委員制度」

○北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。
○道政に対する、皆さん自身の利害に関する苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てることができます。
○皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対して、必要な調査を行い、審査します。
○審査の結果、道の業務執行に不備な点や制度上の問題があるときは、道の機関是正や改善を求めます。
○もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。
①苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局（振興局）の「道政相談室」です。
②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
③ホームページからも「申立書」をダウンロードできます。
→道トップページの右上のサイト内検索で、「苦情審査」と入力してから検索をクリックして下さい。
④申立ては、「苦情申立書」に必要な事項を記入し、①の窓口に提出して下さい。また、郵送、ファックス、メールでも申立てができます。

【問い合わせ先】
・北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060－8588　札幌市中央区北3条西6丁目
☎011－204－5523（内線21－706）
FAX 011－241－8181
メールkujou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
・各総合振興局（振興局）地域政策部
道政相談室

不用品交換コーナー
7月15日時点

ゆずります
これまでの成立件数 **39**件

・七五三用作り帯、帯締め、草履

ゆずってください
これまでの成立件数 **11**件

・ハンガーラック（キャスター付）
・ビデオカメラ（SDカード使用、三脚付）

【申請方法】
企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。
※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】企画振興課協働推進係

〈広告〉
ご供養の心によりそう
あおい セレモニー
社屋リニューアル！
・遺族用控室を使いやすくリフォームいたしました（台所・風呂付）
・病院、各施設からの直接安置・直葬
・寺院や会館を利用しての葬儀全てお任せ下さい
〒049－3102 北海道二海郡八雲町東町247－1
電話 0137－64－2855　FAX 0137－66－5015